

平成 2 4 年 第 2 0 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 4 年 1 0 月 2 5 日（木）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	吉 野 弘 保
委員長職務代理者	松 原 秀 成
委員	早 川 大 府
委員	土 田 アイ子
委員（教育長）	浅 野 潤 一

事務局	教育推進課長	土 屋 典 昭
	学務課長	住 田 雅 一
	指導室長兼教育研究所長	建 部 豊
	学校施設担当課長	永 井 博 史
	統括指導主事	浜 田 真 二

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸 山 継 典
	同 主査	岩 生 裕 治

吉野委員長	開会時刻 午後１時 ただいまより、平成２４年第２０回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は１名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してもよろしいでしょうか。 〔各委員了承〕
委員長	それでは、傍聴人の入室を許可いたします。 〔傍聴人入室〕
委員長	日程第１、署名委員の決定。早川委員と浅野委員にお願いします。 日程第２、議案の審議にまいります。 はじめに、前回継続となりました陳情第８号「江戸区内における区立小中学校給食についての陳情」を審議いたします。 事務局のほうから経過説明があれば、お願いいたします。
住田学務課長	前回、この陳情書の後半の参考にある各区のホームページについて、どういったものが掲載されているのかというのを調べて報告するようというお話があったと思いますので、各区と一部千葉県の市になりますが、調べまして、一覧に概要をまとめました。 説明させていただくと、この各区のタイトルで指定されたホームページには、ほとんどが給食の放射性物質の調査結果が紹介されている状況でした。例えば足立区は、期間、回数については２４年１月に小・中学校１０９校中１０校で検査を実施していますが、２４年度は結果報告が出ていない状況です。検査対象は牛乳を含む１日分の調理済み給食をミックスしたものであることが掲載されています。検査の機器については、民間の検査機関に依頼して、ゲルマニウム半導体検出器で測定をしたとなっています。 一覧にすると、各区がかなり検査をやっているようには見えるのですが、区ごとに検査の回数、頻度はばらばらな状況でして、毎日全校で検査をしているような区や市はありませんでした。 それから、検査対象で一番多いのが１日分の調理済み給食でした。また１週間分程度の調理済み給食をまとめて検査するという方法をとっている区も多かったということです。検査方法は、ゲルマニウム半導体の検出器と、ヨ

	ウ化ナトリウムのNaIシンチレーション検出器の2種類が、検査機器として使われていました。 また検査結果は測定を実施した全ての区市で出ていまして、ほとんどが検出下限値以下で不検出という結果なのですが、若干0.6とか0.7という微量の放射性物質がゲルマニウム半導体検出器で出たという区がありました。ただし、一般食品の100ベクレル、牛乳の50ベクレルという基準値から比べると、相当低い値であるという状況です。
委員長	委員の皆さんからご意見がありましたらお伺いしたいと思います。
早川委員	よく調べていただいて感謝しています。この中で注目すべきは中野区で、区民の声で「給食の放射能対策を何もしていないのでしょうか。」というのに対して「中野区としては、区独自で事前に検査を実施することは考えておりません」と出ている。そういう区もあるということですね。 もう一つ、一般常識でわからないのだけど、民間にこういう検査依頼するとお金はどのぐらいかかるのでしょうか。
学務課長	大体1検体で2万円から3万円ぐらい費用がかかると思います。
早川委員	そうすると、北区なんか大分かかっているだろうね。全校年に3回。全校といたら江戸川区より少ないけど、少なくとも50や60はあるわけでしょうから。
松原委員	資料ありがとうございました。なかなか背景がわからなかったのですが、学務課のデータでよくわかるようになりました。 今、早川委員がおっしゃったように、中野区のような形で表現するという方法もあるのだろうなというふうには思いました。
土田委員	それぞれがみんなばらばらというか、違うということなのですが、検査方法で都教育委員会に依頼というのがありましたね。飯田橋の検査場で。 もう一回確認なのですが、東京都に依頼した場合に結果が出るのは、その日のうちにですか。
学務課長	神楽坂にある都庁舎の中に検査機器が置いてありまして、基本的には事前検査ですので、その当日に結果が出るという方法をとっています。

土 田 委 員	東京都に出しているというところは、23区の中でもたくさんはないですね。
早 川 委 員	東京都に出せばただなのでしょう。
学 務 課 長	運搬の費用等がかかりますが、測ること自体は無料です。
浅 野 教 育 長	購入しなければいけない。
学 務 課 長	すみません、肝心なことが抜けていました。検体を、その測定用に余分に購入しなければならないということがあって、1 k g ぐらいの量を持っていかないと測れないものですから、物によっては、結構値段がはる場合もあるということです。
土 田 委 員	大田区の場合、大田区食品衛生監視指導計画を掲載して、放射性物質検査は未実施ということで、載っていないのですね。
委 員 長	学校の数も多いところですよ。
土 田 委 員	多いです。人口が多いですから。それぞれの区がみんな違う考え方なのだなと、何でもこういうことをお尋ねしたかということ、私のうちの近所にも文京区の区立の学校に行っている方もいらっしゃるし、千代田区もいらっしゃるし、この大田区へ通っている方もいらっしゃる。結構、江戸川区の小・中学生でも、私立以外に、公立でも他区に行ってる方もいらっしゃる方って多いのですよね。 そういう保護者の方といろいろな話をすると、みんなやり方が違う。次の緊急連絡のことにもつながっていくのですが、今、保護者のいろいろな思いがあって子どもを学校に通わせているから、その区域、この区内だけではなくて他の区もあるので、区の責任もしっかり堅持していかなければいけないと思っているのですが、もっと広い意味で東京都全体とかそういったところまで考えないといけないのではないかなというふうに思うのです。こういう各区、市のデータをいただいて私ももう少しいろいろ調査して、検討していきたいなと思っているのですけれども。

委 員 長	大田区と中野区もそうですし、あとほかのところも、ここには載っていないですけど、中身はいつも教育長がおっしゃっているように、日本全国で出荷するところで検査しているし、東京都でも検査して安全なものを使っているのだけど、という前置きがあった上に、うちの区としては検査しましたという結果を載せているところがあります。 大田区に関しても、これは教育委員会とかではなくて、衛生管理の計画というところで、安全な食材を使っていますよ、その情報をもとにして安全な給食を出しているからそういう検査はしませんよ、ということをやっています。 その中身はいつも教育長がおっしゃっているのと同じかなと思います。土田委員から東京全体でとありましたが、方針としてはそんなことで一貫して統一されていることかなと思っています。 中野区に関しても拝見したのですが、区民の声ということで、良心があれば検査してくださいというような訴え方をしていまして、区の対応は、こういうことでしませんよということをお答えしているのが載っています。そういうことであれば、私も江戸川区の教育委員会、江戸川区全体としてそう取り組んでいるということ、教育委員会のホームページのところに書いて、こういうことで安全なのですよということをお願いするというのも必要なのではないかなとは思っているのです。 ちなみに今日でしたか、福島のお米で1袋から基準を超えるのが出てきた。あれはいいことです。出るのはいいいことではないのですが、きちんと検査されて、それが漏れなく出てくるのだというところで、より安心できる物を私たちは食べられるのではないかなと思っているのですが、そういった安全なものが出回っていて、江戸川区でもスーパーとかで検査してもらって、数字を見る限りでは基準値を超えているものは今のところ出ていないと思いますので、できればホームページに載せて。それを江戸川区全体の管轄しているところはどこでしたか。
学 務 課 長	江戸川保健所の生活衛生課です。
委 員 長	そちらのほうに区の方針として取り込めますので、教育委員会としてはそこをもとにして、安全な給食の食材を使っていますよというのを、そこに見に来た方にはお知らせするというのも必要ではないかなと思うのです。

土 田 委 員	今、委員長がおっしゃったように、そういう形で載せていただければ、区民の方も安心するのではないかなと思います。
委 員 長	ただ、それに対して、こういうわけで載せないのだよということが何かあればできないと思うのですが、事務局のほうでどうでしょうか、そういうことを載せたくないとかそういうことがあるのだったら別なのですけど。 あるいは、これは教育長に伺ったほうがいいのでしょうか、そういう形で保護者の方とか、あるいは地域住民の方に、給食の食材は江戸川区全体でこういうふうに安全なものを使っているのだということをお知らせするというのを、教育委員会のホームページに載せるというのはどうでしょうか。
教 育 長	江戸川区として安全宣言するというのは、基本的には難しいと思っています。国や何かきちんと調べて、きちんとしたシステムをつくって、その中で、さっき言われたように何かひっかかれば出荷できないという、そういうシステムをとっているわけですね。 だけど、江戸川区は別に測定しているわけではないので、それに準拠して、そういうものが国全体として安心でしようということを申し上げているだけなので、江戸川区が安全だということを言うのはどうかなということが一つあるのです。健康部で何か出していますか。
学 務 課 長	江戸川区の健康部でも、大田区と同じように食品衛生監視指導計画というものをホームページに載せています。その中では、新規事業として24年度版には食品の放射性物質対策ということで、区内流通食品の放射性物質のスクリーニング検査、検査結果の公表、違反对策という項目で説明されていますので、大田区と同じようなものはホームページに載っているという状況ではあります。
教 育 長	今のところ、江戸川区教育委員会の独自の方針を持ってやっているわけではないのですよね、ですからさっきおっしゃられたように、区として同じレベルでやっているの、保育園とか私立幼稚園でもみんな基本的には同じことなので、区としての見解かなと思うのです。 これは趣旨が食品検査体制をホームページ上で公表するということなので、必ずしも結果を出せということではないのかもしれないので、検査体制は今、健康部で行っているものしかないですから、それは既に載っているということでしょう。

学 務 課 長	そうです。この食品衛生監視指導計画ということでホームページに既に載っています。
教 育 長	委員長がおっしゃったことは一つの手法かもしれませんが、陳情の趣旨から言うと、そこまで、我々が回答すべきかどうかちょっとわからないのです。必要なものは載せてありますよということで、それで足りるのではないかなと思うのです。そこから先は区の体制の問題で、いろいろ踏み込むことはあるかもしれませんが。
委 員 長	一応そういうことは、やっているということですね。
教 育 長	中野区は、こういうふうに書いてあるわけね。
学 務 課 長	そうです。中野区の放射線にかかる給食食材の対策についての、区民の声というのを見ると、そう書いてあります。
教 育 長	もともと、荒川区と中野区と江戸川区だけがやらないと言っていたんですね。荒川区長は23区の区長会長だったし、影響力も大きかったと思うのですが、徹底してやらないと言っていたのが、どこかの時点であらためたのです。中野はずっとそういうふうが続けていたのです。
委 員 長	中野区に関しても、教育委員会ではなくて。
教 育 長	これは、トップの姿勢なのです。だから、それをあらためてここに書いているのですが、江戸川も最初は絶対やらないということだったと思うのです。今は絶対やらないということではないですね。必要があればやっているのです。ただ、普段の状態で一律に全部調べるということは、やっていないということです。何か異常値が出たり、この間も河川敷なんかもありましたけど、問題が出ればやるのです。給食だって絶対にやらないと言っているのではなくて、何かそういう数値の高いものが出てくれば、それはあらためてやるということに当然なるわけです。 ここにあるように、事前に検査を実施することは考えておりませんというのは、こう書くのはいろいろな意味がこの中には入ってきてしまいます。そういうことでもないと思っているのです。基本的にはやりませんけれども、

早 川 委 員	課題が出たらどうするのだといえ、それは対応するという事だと思っ ています。そうでないと、健康部でやっている意味だってありませんから。何 か数字が出てくれば、もう少しそこに踏み込んでやるということが出てくる と思うので、こういう書き方もちょっとどうかと思うのです。 だから、江戸川区が区として、今出しているのが全体的な考え方なので、 それはお示ししてありますよということではないかなと思います。 最初から申し上げているのですが、もちろん子どもたちは甲状腺のことが あるから、学校給食の問題があるだろうという考え方なのですが、24時間 365日その地域、という視点から子どもたちの教育というのは考えるべき であるし、それを教育委員会という中で、専門職ではないですが特別なメガ ネをかけて見るという、そういう考え方自体にいつも抵抗感を持っています。 この江戸川区の中には私立保育園もあるわけだし、私立幼稚園も老人ホーム もありますから、それに総じて対応するべきだと。 子どもたちは甲状腺のがんの率が高くなる可能性はあると。ただ、それも 100ミリシーベルトとかそういうレベルの話で、今0.1とか、0.06 とか、これは空気中の問題ですけど、そういうときにメガネをかけて捜すとい う考え方自体、一部の方だろうとは思いますが、非常にバランスを欠いて いるというのが、正直言って私の意見なのです。 ですから江戸川区の対応は、健康部を中心として監視体制を緩めないでや っているという形で、何とかご父兄の方々にご理解いただくということとい いのではないかと思います。 実際に学務課で調べてもらった資料を見ても、事前にやるところと事後で やるところと、こういう形で本当にいいのか、日本の国はいいのかと、もち ろん何かあったらということは当然あるので、今、教育長がおっしゃったよ うに、何かあったときにはすぐに緊急に動けるような体制があれば、私は今 の体制でいいのではないかと思います。 ただ、それをどういうふうにご父兄の方々、保護者の方々にご理解いただ くかということは取り組んでいく必要はあるだろうと。区独自というのは最 初から反対しているわけですから、ここで無理してその体制を変えるとは思 っていません。私の意見はそういうことです。 むしろばたばたと、杉並区はいつもそうだけど、年度内に毎週10校やっ て、牛乳を月1回やって、そんなにお金をたくさんかけて、独自でゲルマニ ウムでやっているみたいだけど、こういうことでやっていますからというこ とで区民が安心だろうという、そういう姿勢は、僕はあまり取りたくない
---------	---

土 田 委 員	いう考えです。 周年行事の折に、保護者の方と意見交換する機会があったので、教育委員会のホームページで給食への食品検査体制を公表するとか、東京都学校給食会のページにリンクを貼り、その取り組みについて情報収集をしやすいように整理するとかということについて、インターネットにアクセスできない人にはおたより等で、というのは別として、話を聞きました。 三人の方と話をして、自分の子どもが二葛西に行っていて、上のお子さんが私立に行っているという保護者の方が、こういう形で決めてしまっているのでしょうか、という意見をおっしゃったのです。子どもは江戸川区の中の子どもなのだから、全体的に子どもを守ることであれば、要するに官も民も関係ないではないかと。 いつも早川委員がおっしゃるように、熟年者の施設、それからいろいろな介護施設がありますよね、そういうことを全部含めたうえで、食の安全ということを考えるのならば理解できますけれども、そういうご意見をおっしゃってくださって、本当に貴重なご意見だなと思ってありがたく承ったのですが、区民の方たちはそういう受けとめ方をしている。区立の小・中学校だけではないのですという、今は多様化しているから、私立にも、他区にも行っているという、そういうご意見をたくさん出していただきました。 そう考えるとこうしたことを決めてしまっているのだろうか、と言われたのです。
委 員 長	学校だけではなく、ということですね。このような意見が出ました。いかがでしょうか。
早 川 委 員	これで2回目なのでですから、ずっと継続というのはどうか。この間は調べていただくということでしたけど。
松 原 委 員	各区の住民性というか、そういう状況があるので、江戸川区は江戸川区の基本的な姿勢で、もちろんいいと思っています。 いろいろ現場を歩いていて、放射線に関してはどうなっているの、という話を私は聞いたことがないのです。健康部とかそういうところでやっていることを、多分皆さんしっかり信頼しているのかなと捉えています。ですから、この陳情に関しては特段、陳情者に説明して理解してもらおうということではないかと。

土 田 委 員	そう思います。趣旨は、そのお気持ちはよくわかるのです。 ですけれども、この内容で採択をしてしまった場合に、そうではない方たちのご意見というのをそれぞれの委員がいろいろなところで承って、今までいろいろな意見を出してきたわけですけども、こういうことで江戸川区の学校給食の対応が進んでいくということに対して、広い、全体のそういう区民の方たちの理解を得るというのは、難しいのではないかと。 私は公平というか、そういう立場からだと難しいのではないかなと思っています。江戸川区は、もともと安心安全の給食というより、もっと全体的な意味から、多田区長もいつもおっしゃっていますが、安心安全の区民生活を守るという、そういう施策ですから、この部分だけで採択するということは公平ではないのではないかと。 決してこれを否定しているわけではないのです。これよりもさらに全体的な立場に立って、結論を出さなくてはいけないと私は思っています。
委 員 長	意見とすると、今日のうちに採決してもいいような流れですが、よろしいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	この件に関して、不採択というご意見が多かったと思いますが、本陳情は不採択ということでよろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、陳情第8号は不採択といたします。 次にまいります。これも前回継続でありました陳情第9号「児童生徒の緊急時の対応に関する陳情」を審議いたします。前回たくさん中身があったので資料を持って帰っていただいて目を通してもらったわけですけども、いかがでしょうか。ご意見があれば伺いたいと思います。
早 川 委 員	アンケート結果の次の要望内容というところで、7点について要望が出ているのですが、まず前提になるところで、教育委員会ということと、学校長の判断というところがポイントの一つだと思います。 最初の文章だと、校長がやりやすいようにというような趣旨なのですけれ

	ども、現実に教育委員会と学校長・学校の責任との関係、これをご理解いただかないといけません。 要望事項の1番に、「地震、台風などの災害時においては、学校長の判断ではなく、江戸川区教育委員会（以下教育委員会）が基本的指導、指示を行う事。停電等通信方法が途切れた場合を想定した連絡手段の設置が必要である。またその指導、指示に各校長が同じ認識を持っているか、こと細やかに定期的に確認する必要がある。」と、こういう文章がありますが、上下関係、指示系統というのが現実には今どう行われているのかということの認識をきっちりしておかないと、教育委員会としてもいろいろな結論が出せないのではないだろうか。 もちろん陳情を出された方の趣旨というのはよくわかるし、これは我々が日々努力しなければいけないわけですが、校長と教育委員会の役割について、事務当局から現実に今行われていることのご説明をお願いしたい。
土屋 教育推進課長	災害時における基本的な計画である江戸川区の地域防災計画が今、改定の途中でして、そこで学校の役割というものははっきりしていくと思います。さらに児童・生徒に対しては、月一回必ず避難訓練をやっておりまして、これも地震だけではなく水害も想定した、またいろいろな不審者への対応も含めた、いろいろな場面を想定した訓練をやっております。 東日本大震災の経験からも、現実に悲劇的になったところは先生方が判断に迷っているうちに津波に襲われたということもございまして、基本的な方向、やるべきことというのは今後も明確にしないといけないと思いますけれども、それを現場で判断するには、現場の対応力、判断力というものを上げるという努力をしないといけないと思っています。ここで示されたようなことは、その時点で教育委員会が機能しているかどうか、ある意味わからない部分もありますので、現実的な問題としてはちょっと難しいかなという思いはあります。 それと、学校と学校長の関係で言えば、学校長というのは非常に権限を持っておりまして、学校経営上の全責任を学校長それぞれが持っております。基本的な教育方針等については教育委員会が定めて、それを皆さんに示すということでやっておりますけれども、それ以外については学校長の判断が優先されるという状態です。
松 原 委 員	例えば要望内容の1番について、特に台風なんかは頻繁に来るわけなのですが、このことについて一番困るのは、小学校はお昼までやっているのに、

	中学校が朝、台風が近づいている最中に先に帰すということがあったら、それはまずいわけです。やはり校長が周りの小学校、中学校、隣の校長と連絡を取り合って、少なくとも小学生より先に帰してはまずいですよね、そういう意味では。 そういうところの判断は、校長が責任を持っているわけです。混乱してしまわないように指導室から早目に出るという場合も、ケース・バイ・ケースでありますけど、基本的には校長同士がきちんと連絡をとり合って判断をしていくということが求められていると思うのです。 それから、7番目の近隣の町会長、評議員ですよね。今、これは建部室長どうですかね、各小・中学校で何か事があるなしにかかわらず、定期的に評議員会を少なくとも年2回、多くて3回は開いていますし、その中でいろいろな相談ができていますから、多分こういう場面では集結して、指示系統ができるのではないかなと。また学校応援団も2年目ですか、システム化されているので、そういう点では、努力できているのではないかと私自身は思っていますけど。
委員長	松原委員、この1番に災害時に学校長の判断ではなく、教育委員会が基本的指導と指示を行うこととありますが。
松原委員	それじゃあ、校長は要らないでしょう。
早川委員	ここが、江戸川区において理解されていないところではないかと思うのです。確かに、教育委員会の中に指導室というのがあります。しかし、指示室というのはないわけです。指導と指示は違うわけで、区民の中には、教育委員会が指示を出して学校長に指示を与えて、教育内容とかそういうものまで全てできると考えている方が、少なからずいらっしゃると思うのです。それは、法律的に違うのだということをご理解いただかないと、この陳情を出された方のように非常に学識の高い人という言い方はあれだけど、よくご理解いただいている方でさえも、というのが私の判断です。 裏返して言うと、仮に間違った指示を出した場合、教育委員会が指示を出したとすれば、それは教育委員会の責任なのです。そこまできちんとものを詰めないと。我々は軍隊組織とは違います。軍隊の場合は、警察もそうですが、これは上官の指示に決して逆らってはいけないというのが組織的な基礎です。ところが教育委員会と校長と、学校との関係は違うということをご理解いただかないといけません。

校長は、学校の中で教員に指示を出すことができます。その指示が間違えば、校長が刑事責任を、もちろん民事も含めて追及されるわけです。不幸な東日本の地震のときの校長の指示というのが問題になっているところが現実にあるわけです。

私の今の認識では、江戸川区教育委員会は学校に対して指導はするけど、指示はしない。はっきり言えば人事権さえ持っていないわけです。校長の人事に関して、我々は任命権を持っていません。これは東京都の教育委員会が持っているのであって、我々は持っていない。

災害時、何も地震、台風だけではなく、回りでテロ事件が起きたとか、いろいろなところで問題が起こると思います。松原委員の話にあった、台風が近づいたときに学校をやめて帰すというのは、今までの例でも教育委員会の指示ではないと思います。校長の指示なのです。そのときに、校長が近隣の小・中学校と歩調を合わせて、場合によれば、学校にない情報を指導室が持っていれば指導室に情報を聞いて、あくまでも決定をするのは校長なのです。そこをよくご理解いただかないと、ということではないかなと思います。

ほかのところもみんな指示をしてください。教育委員会から出してくださいというように、教育委員会が全ての権限を持っているという認識のうえで、この文章を書かれていると思うのですが、私の認識は違います。あくまでも校長が学校を経営というか運営をするときの手助けをするというふうに、理解しています。

そういう意味で、教科書の採択などは江戸川区でばらばらに、校長の権限で勝手にやるわけにはいかないから、委員会で決めているということはありませんけど。

土 田 委 員

先ほどもご意見が出ましたが、7番目に「緊急時においては近隣の町会長、評議員等が学校に駆けつけ支援をしていただけるよう、教育委員会からあらかじめ周知要請しておくこと」とありますね。私は3月11日の14時46分の後、5校ぐらい自転車で回ったのです。そのときに、本当に涙が出るくらい感動したことは、先生方が子供の前と後ろについて下校させているときに、登下校の見守りをやってくださっている熟年者の地域の町会長さん、自治会長さん、かつて保育ママをやってくださった方たちも、民生委員の方も出ていらっしゃるしまして、みんな旗振りの旗を持って、交通整理をしてくれました。それから、お父さん、お母さんがお仕事している子どもが、赤ちゃんのときに保育ママとしてお世話になったお宅に、かなり夜遅くまでお世話になって、もちろん食事もさせてもらったという話も後で伺いました。

	私は、こういう文面が皆さん方にいったときに、町会・自治会長さんたち、評議員の皆様方がどう思われるかなと思うのです。本当に積極的に、自分の子どもではなくても真剣になってやったださっている姿に感動したものですから。 あえてここで、こういうことを審議して決めましたというようなことを申し上げたときに、平常時からやったださっているわけですから、私はとっても気に入っている文面なのですけど。
教 育 長	今回の陳情書からは7番というのではないと思うんです。
土 田 委 員	参考にくっついているものです。
教 育 長	それは、今、審議する陳情そのものではないと思います。前に公開質問か何かで要望を出しているわけで、それがついているということで、それは今回の陳情からは外れていますので、それをここで審議するということではないのかなと思うのですけど。
委 員 長	今のところは要望というところですかね。 陳情の理由というところで、校長の力が最大限に発揮できるように以下を陳情するとあるのですね。先ほど早川委員から出た話の中で、校長の判断ではなくて教育委員会で指導、指揮をするようにというような要望があるのですけど、校長の力が発揮できるようにしてほしいという陳情だと思うのです。そういう意味では、松原委員のお話なんかだと、校長先生は現在も力を発揮していただいているというような印象はあるのです。 校長先生のアンケートの中で、震災のときに1回帰った後に家に人がいないから学校へ戻ったら受け入れてくれなかったと、これは人道的にいかがなものかという中身も確かあったかと思います。それは、どの先生があたられていたかによると思うので、校長先生の判断かどうかはわからないところなのですけど、そういうことがないようにしてほしいというのが、陳情なのかなと思うのです。
土 田 委 員	校長先生の力を発揮していただきたいというそういう意味はわかるのですけど、私も細かいことをかなり見てしまうので、現実には学校を何校か回って、夕方お邪魔した学校があるのですけど、そのときに帰宅困難者の方、かなりの方がいらっしゃって、夜、かなり遅くなってから葛西区民館が整備されま

	してそちらに移ったということを聞いたのですが、発災後の二、三時間の間というのは、地域の方たちも学校に来ていらっしゃったのです。児童・生徒だけではなく、そういう対応にも校長先生たちはかなりご苦労されたということも直接聞きました。そうすると、相当のこういう体制を整えないと、難しいのではないかなと思ったことが一つです。 それからもう一つは、6番目の緊急時の備蓄品のことなのですが、何て言うのでしょうか、ここまで水とか飴とかいろいろなことを書いてありまして、等ということでその他にも入ってくるのかなと思うのですが、こういう物だけでいいのだろうかということも、もう少し自分で研究してみようかと思っています。 それと具体的にアメリカのカリフォルニアのジップロックというのは、特定のメーカー名です。
委員長	保存袋ですね。
土田委員	そうです。私はこういうのが気になるものですから。 これだけで十分なのかなということもちょっと考えて、今、自分なりの結論をどうするかということを思案中です。
委員長	その中身のこととかについては、先ほど教育推進課長からお話があったような現状ですよ。今やっているところだと思います。
早川委員	先ほど教育長から指摘がありましたが、要望内容というのは陳情書に説明資料として添付しているわけでしょう。東日本震災時の江戸川区立小・中学校のアンケートの調査結果と要望書と、この陳情項目というのはどういう関係になっているのですか。同じ方が出したのでしょうか。どういう関係になっているのか。
教育推進課長	陳情そのものは、こちらの陳情書に書いてあるものです。これをいろいろご判断いただく上での参考としての資料ということです。
早川委員	先ほど、指示という話をしたのですが、最初の陳情の理由は、校長の力が最大限に発揮できるようにということですから、要望内容と陳情書とは、かなり何というか、齟齬があるのではないのでしょうか。

教 育 長	陳情者と話をしたことはないですけど、組み立てとして、この要望内容とを、学校長にどうしたかということを含めて出されたと思うのです。それでアンケートが集約されて、結果としてこうだったというのがあるわけです。そこで見えてきた課題をどうするかという意味で、今回の陳情があるのではないかと思います。 最初のはストレートに生の声を聞かれたのだと思いますが、それを集約してみるとこういう問題が浮き彫りになったので、その内容を今回の陳情として改めて出されたと、ステップとしてはそう理解すればいいので、前の要望とこちらが一致するかしないかということは、別の問題だと思うのです。
委 員 長	そういう組み立てなのですね。
教 育 長	そうかどうかわからないですけど、そう読めるということです。
建部指導室長	補足をさせていただきます。 その要望内容、資料の2にありますものについては、既に教育推進課や指導室で、まず事務局として対応できるものとできないものということで、回答させていただいているものです。 それを踏まえての陳情ですので、要望はあくまでも参考として、もちろんこの中でできるものもお答えしておりますし、やれるものではないという回答をさせているものもございますので、こういったことが事前にあった中で、今回の陳情に至ったとご理解いただければと思います。
委 員 長	であれば、要望内容に対して回答いただいた内容を知りたいところですが、いかがですか。
教 育 長	どうやって回答しました。
指 導 室 長	口頭での回答です。
教育推進課長	一部私もやりとりをしたのですが、先ほど要望内容のほうで問題となりました指示とか指揮だとか指導とかという観点でのお話はさせていただきました。それは教育委員会事務局の立場として、学校長に指示とか命令とかいう関係ではないということをお話させていただきました。 あとは6番のメールの活用だとかそういうものは、今後も校長会等で周知

	を図っていきたいということで、これも実際にやらせていただいております。それから備蓄備品については、陳情書のほうにはもう解決したと書いてありますけど、防災危機管理課が校長会で、緊急時には校長の判断で使えますよということを周知させていただいたということです。 個別の中身で、応えられるものは応えてきたという経過はございます。
委 員 長	その結果を経て今回の陳情なのですね。 どうですか、陳情項目の一つ一つを見て、これはどうかという話をいただいたほうがいいですか。
教 育 長	前回お話ししたと少し重なるかもしれませんが、基本的には災害対策はいろいろなことが想定できるわけで、最悪の事態というのは誰も動けない。全員がいなくなってしまうようなことは最悪だと思うのですが、そういうことと、今回のようにある程度被害を受けたけれども、基本的な日常の人的な対応、それから電気、ガス、水道といったものが通っているような状況の中でやれたことと、ごったにはできないと思うのです。 今、江戸川区全体で防災計画の見直しに入っていますが、大きな意味で、準備できるものと、準備できないで現場で対応するものと、現場でも対応できないものと、結局どんな形であっても誰かが何かを担わなければいけないということになるのです。ルールを決めておいたり役割を決めておいて、それに対応できる範囲のものと、そうでないものがあると思います。 ですから、ここにあるのをこのまま受け取ってしまうと、子どもが学校にいた間に一定の対応ができるという条件の中で、きちんと校長が指揮をとってそれに対応できるような環境をつくっておけ、という意味であれば、その範囲であれば、できることはやりましょうということになると思います。 ただ、それ以上になって、災害対策本部なんか設置されると、教育委員会は教育委員会でなくなってしまうのです。指揮は、全て災害対策本部がとるのです。何々部とかなんとかではなくて、本部の指揮下において教育委員会の役割ということがあるし、時間によっては職員もここに来なくていいのです。みんな近くの行けるところに行って、しっかり働きなさいということだけですよね。それは、そこに集まる職員がある程度決められているから、この学校にはいろいろな地域の人とか職員とか先生方が集まって、全部が集まれるわけでもないと思うのですが、そういう状況下で誰かが指揮とってやるしかないという、最終的にはそういうことになってくるのです。本当の意味で怖い災害が起きれば、そういうことになってくるのだけでも、それでも

そこに集まった人が一定の力を発揮して、そこに避難して集まった人の支援に当たれるような形を、できる限りみんなが経験的に持っているようにしたいなということが、今やろうとしているということだと思うのです。

ルールづくりでできる範囲内、ある程度の想定ができる範囲内で考えておくということは、いいかもしれませんけども、なかなかそうはできないので、最終的に教育委員会がこう言っていたからというようなことが、結果的に現場で逆方法に働くこともいっぱいあると思うのです。教育委員会がこう決めていたから、こういう人が来ているけど、対応してはいけないということになっていたからやらないとか、それはありましたよね、この間のときも。

だから、マニュアルをつくるというのは良い面と悪い面と両方あるわけです。最終的には、現場で直面した先生方とか校長も含めて、どういう対応ができるかを経験的に学んでいくということ、繰り返しいろいろ想定しながらやっていくということ、うちで言えば三陸のほうに応援に行った職員が、被災した現場がどういうことになっているかを見てきて、特に避難所対応などは、まさに生で避難所を動かしているときに行っているわけですから、それはこちらで経験したものと全然レベルが違いますが、そういうことも含めて、現場でどういうことができるかということを今やろうとしているのです。

一定のところまでの役割としては持てるけれども、それでいいかということそんなことはなくて、教育委員会だけの問題でもなくなるのです。災害時は、学校というのは教育委員会のものではないのです。そういうことを含めて今考えているので、一つ一つこれでいいという結論は出せないのではないかなというふうに思うのです。

そういう考え方に立てば、この方の考えておられる趣旨とは多分違うのではないかなという気はいたしますけど、陳情にあるようなものをつくるために、今、防災計画を見直しているわけではないのです。こういうことをつくってもできない部分こそ、本当に災害が甚大だというときで、そのときにどう対応できるかということを全庁挙げてやっているわけで、教育委員会の中で幾ら考えてもこんなことは対応できないと思っています。

松 原 委 員

今の関連で、例えば現職のときにはできなかったのですが、地域防災という視点から中学生が地域と一緒に防災訓練をするとかですね。まさにいつ起こるかわからないわけであって、でも中学生は地元にいるわけですからそういう場面で日ごろから訓練しておく必要があるということが今問われているのではないのでしょうか。5番に書いてあるような、スマホを持たせるとかそういうことではなくて。夜中に起こったらどうするのかとか、そう

	ということだと思うのです。
土 田 委 員	緊急時にはどこのセクトということではなく総力を挙げてやるということを見ると、教育委員会というコップの中でいろいろ議論して、マニュアルをつくっても、本当の生きた臨災対策にならないと私は思うのです。 何回か私も被災地に行って思ったのですが、全体観に立って力を出したところというのは、やっぱり被害が少なくなっているのです。さっき教育長がおっしゃったように、全体的に防災、減災というのは考えなくてはいけないということになると、こういうどここの部分だけということでの議論をずっとやっていくと、本当にコップの中で議論をしているだけになりそうな気がしてきたのですけど。
委 員 長	そうですね。学校という単位だけですとね。
土 田 委 員	ちょっと無理があるというか、そういうふうに思えてならないです。
早 川 委 員	今の意見でいいと思うのですが、せっかくの陳情を出してくださった方に、どういうふうにご理解いただくかということ、2回討論しているわけですけど、そこですね。 考えてくださいということは受け取りたいのですけれども、今、教育長がおっしゃったように震災のレベルによると思います。先ほどの話で、大震災となれば、教育委員会がどう指示するかとかいう話ではないということですが、現時点の状況を次回までに、時間的な問題もあるかもしれないけど、担当者は一応教育委員会に説明するという形で、教育委員会としては震災に対してどう取り組んでいるか、それは地域防災という概念で教育委員会だけということではないのですが、もう少し教育委員自身の見識を積む必要があるのではないかなと思うので、今日のところは継続としてはどうでしょうか。 いつ起こるかわからない、明日起こるかもわからないし、それは震災のレベルにもよりますが、教育委員会としてこのテーマを取り上げてやるというのは、余りなかったようです。怠慢ということではなくて、地域の中で、子どもたち、地域の人たちの力を使いながら、という総論で流れてきたと思うので、そこをもう一回、一年半たったところで、チェックするという意味で、教育推進課長でも構いませんが、どの程度、どう考えているのか、関係の分野の方々のご意見を聞いてみたいというふうに思います。

委 員 長	先ほども何か江戸川区として途中まで作成中だという話が出ていましたので、教育委員会とか学校関係のところで、どう考えているのかというのを少しお話しできるような機会というのは持てますでしょうか。
教育推進課長	まさしく今議論の途中で、それぞれ部会に分かれていろいろ検討しております。どこまでが公表できるレベルにあるかどうかというのはありますけれども、方向性としてこういう視点で今検討を進めていますということでの説明でよろしければ、またお出ししたいと思います。
委 員 長	大切なことかと思います。
早 川 委 員	この教育委員会のやりとりはホームページ等で公開されているわけですから、またそういったニュースを学校長に、今の時点で完成するというわけではないわけですが、ここまでこうしていますよということを再チェックして、その情報を、もちろん区民の方にもご理解いただくし、校長にも理解していただくということをしたらというふうに思います。
委 員 長	そうですね。それでは継続ということでよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	陳情第9号は継続といたします。 すみません。陳情の理由のところで、冒頭に「江戸川区教育委員会に提出した要望書のうち解決できなかった内容、話し合っていく上でわかった新たな問題について解決するため」、ということが入っていましたね。私、議長として理解していなくてすみませんでした。申し訳ありませんでした。 次に、第50号議案「江戸川区立学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
学 務 課 長	これは、篠崎の区画整理事業の進展に伴いまして、住居表示が行われることによる規則改正となります。実際の通学区域が変わるわけではございません。この規則の施行は住居表示日に合わせて行います。
早 川 委 員	空間的には変わらないのですね。

委 員 長	ご質問ございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、第５０号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第５１号議案「教職員の服務事項による東京都教育委員会への内申について」を議題といたします。本議案は人事に関する案件でありますので、江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔全員挙手〕
委 員 長	可決とさせていただきます。これより会議は秘密会となりますので、傍聴人の方は退出を願います。秘密会終了後の再入場は可能です。 〔秘密会〕 〔第５１号議案の審議〕
委 員 長	秘密会はここまでといたします。日程第３、教育関係事務報告にまいります。教育推進課からお願いします。
教育推進課長	平成２５年度の学校給食調理業務委託の導入校についてです。 給食調理員の退職や、用務への職務変更の欠員分を委託する形でこれまで進めてきておりますが、平成２５年度については２校ということで選定いたしました。こちらに記載の学校を予定しております。学校名につきましては、１１月１３日に校長会を予定しておりまして、そこで正式オープンということを考えておりますので、この場限りということをお願いします。 これで小・中合わせて１０６校中８４校が民間委託となり、区の職員が調理を行う学校は２２校ということになります。 なお、栄養士については今年度末の定年退職者がおりませんので、来年度、新規の栄養士業務委託についてはございません。以上です。

委 員 長	委託会社は、どこか他と重なっているところとか、新しいところとか分かりますか。
教育推進課長	今、応募業者から、プレゼンテーションを受ける会社を選定中です。
委 員 長	例年結構たくさん委託するので、業者もたくさん入ってきますけど、2校でどうですか、応募してきた業者というのは。
学 務 課 長	二十数社が応募してきて、プレゼンに向けて一次審査を行っているところです。
委 員 長	多いですね。
学 務 課 長	例年と同じくらいの応募状況です。
委 員 長	他に質問がなければ、報告事項を了承したいと思います。続いて、教育委員会後援名義の使用承認ですね。
教育推進課長	2件ございます。ひとつ目は、第14回ソロ・アンサンブルフェスティバルということで、1回目から後援しているものです。主催は江戸川区吹奏楽連盟、実施日は25年の2月10日です。会場は総合文化センター小ホールで、経費の徴収といたしましては、参加費、こちらに記載のとおりでございます。観覧は無料です。昨年度はソロで43名のうち28名が小中学生、アンサンブルが73組中69組、小学校8組中学校61組ということで、大勢の小・中学生に参加していただいております。 ふたつ目は、第47回PTAコーラスです。後援回数は32回目ということで、江戸川区PTAコーラス実行委員会の主催です。実施は11月11日、これも会場は総合文化センターの小ホールです。経費は参加する学校については1校5,000円、一般の観覧は無料です。昨年は500名ぐらいの参加者がいたということです。以上2件、継続しての後援の申請でございます。
委 員 長	何かご質問ございますか。
土 田 委 員	PTAコーラスの参加費は、去年も1校5,000円でしたっけ。

教育推進課長	去年は3, 0 0 0円でした。
土 田 委 員	確かそうだと、値上がりしたなと思ったのです。すみません、細かいこと言って。これは、参加コーラスの団員さんたちがご負担なさるのかしら。
教育推進課長	コーラスですので、各校に数人から1 0 人、2 0 人といらっしゃると思うのですが、それは各校別に負担をいただいていると思います。
土 田 委 員	大丈夫なのですかね、わかりました。
委 員 長	ほかにご質問はありませんが。ソロ・アンサンブルもとてもいいと思いますが、その中で昨年小学校一名とあるのですがこれはすごいですね。小学生が一人でやるというのは大したものだと思います。またその先が楽しみかなと思います。これは金賞、銀賞とかもらえるのですよね。 ほかに質問はよろしいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、後援名義の使用についての報告を了承したいと思います。次をお願いします。
教育推進課長	2 3 年度決算特別委員会の質疑応答の要旨について、教育関係の抜粋を用意させていただきました。 相当な量がございますので、後ほど目を通していただければと思います。
委 員 長	それでは、次に指導室からお願いします。
浜田 総括指導主事	第8回おもいっきり表現してみよう！コンクールについてご報告します。 発表部門は1 0 月 2 0 日、展示部門は1 0 月 1 7 日から 2 1 日にかけてまして総合文化センターで開催し、無事終了したということを報告させていただきます。 審査の結果、優秀であったという作品が発表部門で8 点、展示部門で1 0 点。中でも最優秀の審査員特別賞といたしまして、発表部門では清新第一小学校の詩の群読、全身を使った表現、これが大変すばらしいということで受

	賞いたしました。展示部門におきましては、小岩第一中学校。これは読書新聞を展示いたしました、内容が大変細かくて素晴らしかったという評判をいただきました。報告は以上でございます。
委 員 長	何か質問はありますか。
土 田 委 員	素晴らしい内容でとても感激したのですが、俳句を英文で発表するときに、マイクの音を拾うのが少し弱かったのではないのでしょうか。音響の点に工夫の余地があるのではないかなと思いました。 それから、前に学校のもったいない運動の研究成果をタワーホールなんかに展示して、たくさんの方たちに見ていただいて素晴らしかったのですが、今回の展示部門について、文化センターで見られなかった方たちにも、子どもたちがこんなにすごい研究をしているのだというのを見ていただく機会を、例えば区役所の1階のなんかに展示してあげるといいのではないかなと思うのですが。
委 員 長	展示されるのですよね。
教育推進課長	あの場所以外では、今はしていないですね。
土 田 委 員	すごく良かったので、もったいない気もします。よくぞあんなに素晴らしいものを作ったという感じですから。 あそこはみんな見ていくんですね。時々休みで戸が閉まっているときがあるので、活用したほうがいいのではないかと思います。
委 員 長	ありがとうございます。ほかにご質問等よろしいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、報告事項を了承したいと思います。他に何かありますか。
早 川 委 員	武道の授業について、特に柔道について一番心配しているのですが、何か指導室に入っている情報はないですか。

指 導 室 長	早い学校では7月からスタートしておりますけども、事故報告は1件のみ入っております。まだ原因がわからないのですが、足の指を折ったということです。 また課題として、現在はまだ乱取りに入る段階ではなく、受け身中心にやっているのですが、子どもたちからもうちょっと勝負をしたいという声も上がっていて、指導主事が報告を受けております。何校かターゲットを決めて体育担当の指導主事が回りながら、課題の把握に努めております。
早 川 委 員	希望としては、事故を起こさないようにすすめてもらいたい。老婆心的なのですが、最初の試みだから気を緩めないようにやっていただきたいと思います。事故が起こってしまうと、取り返しがつかない。
委 員 長	そのほかはよろしいでしょうか。 それでは、以上をもちまして平成24年第20回教育委員会定例会を終了いたします。 閉会時刻 午後2時25分